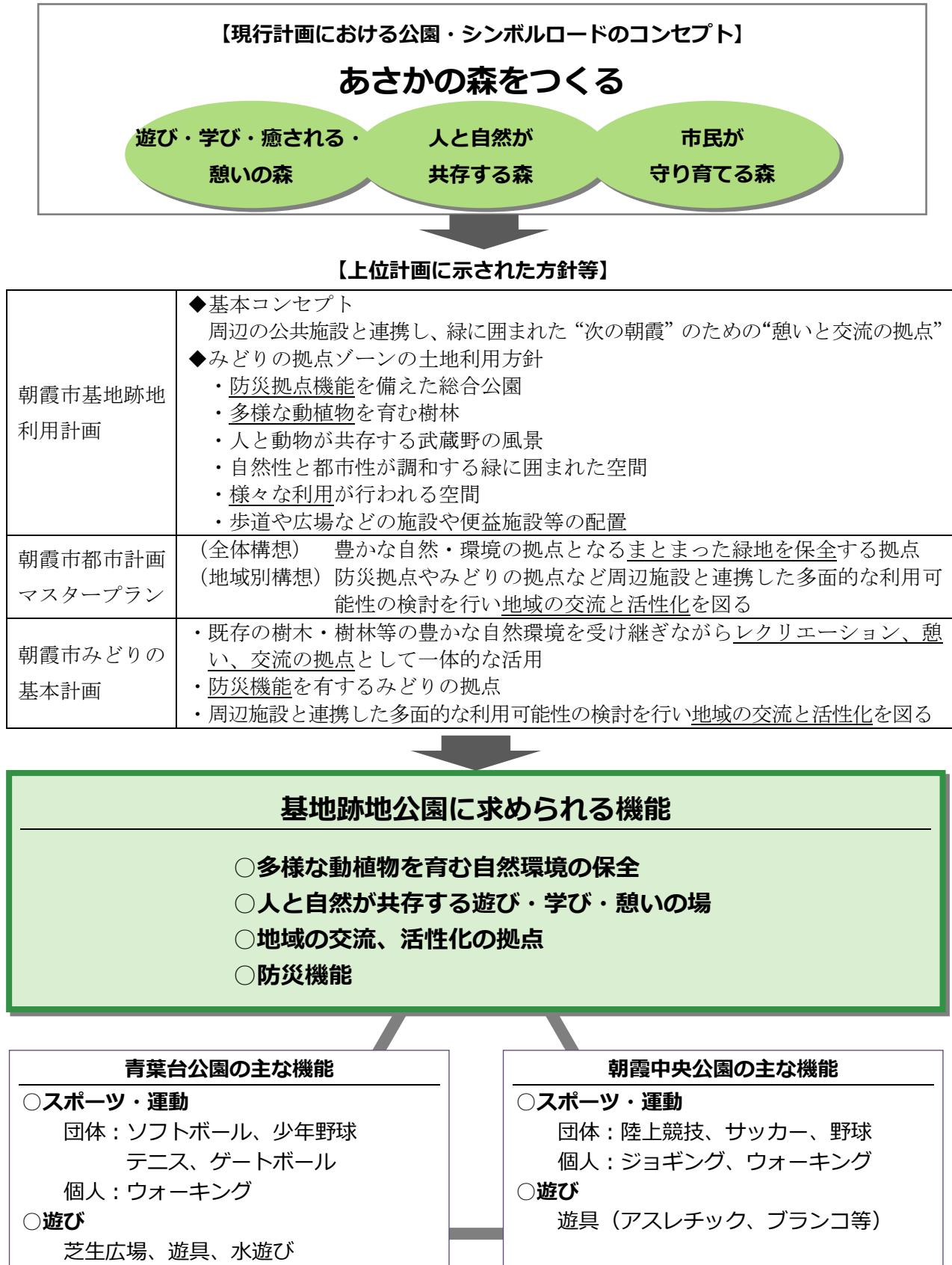


公園の整備水準及びゾーニングの見直しについて（案）

1. ゾーニング見直しの考え方

(1) 上位計画により公園に求められる機能の整理



(2) 見直しの考え方

(第4回朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会 資料7を一部修正し再掲)

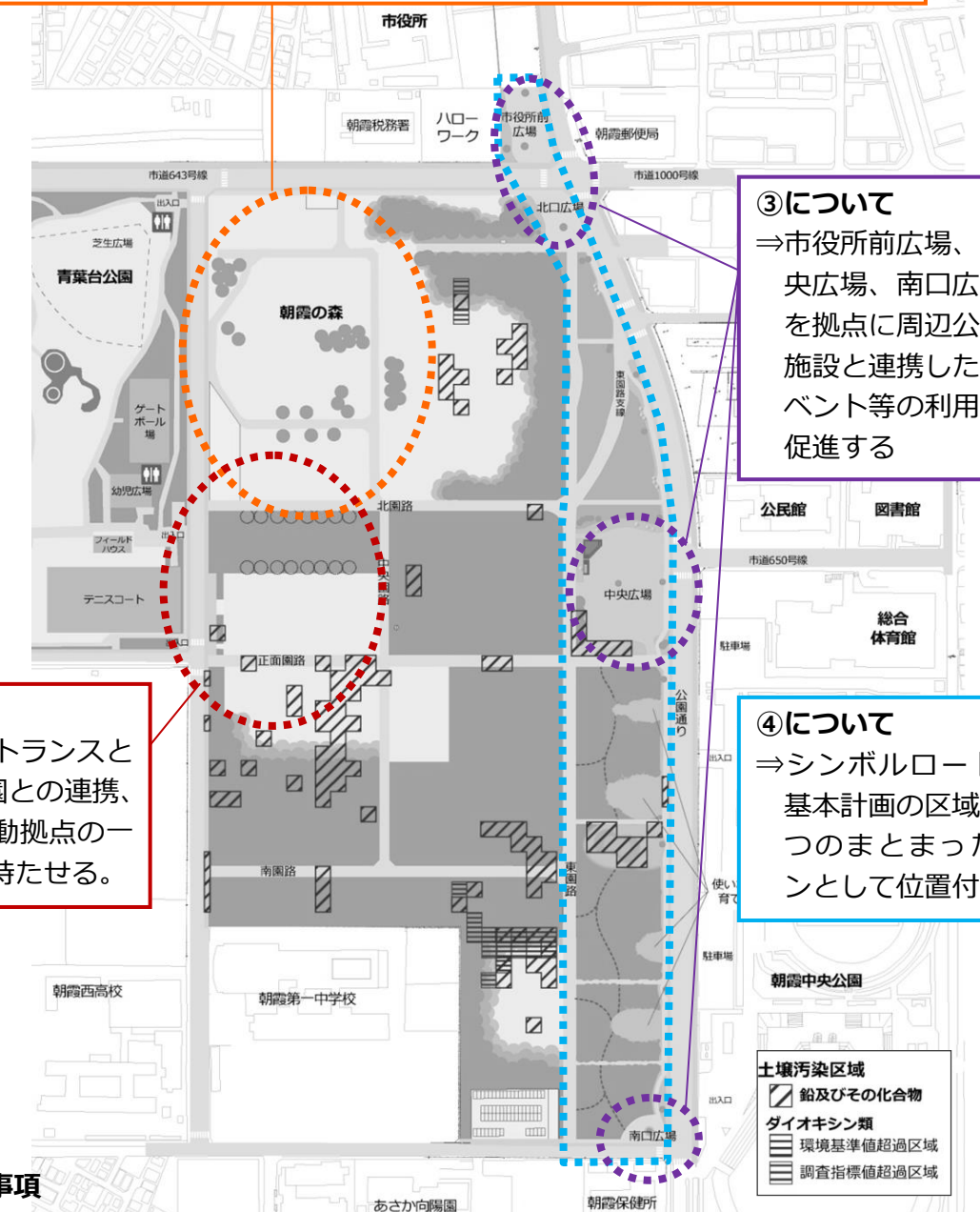
- ①朝霞市基地跡地利用計画見直しによって新たに加わった区域(旧公務員宿舎用地)の位置づけ
 - ・市民中心で管理運営を行ってきた基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」の利用形態を継承することを前提とします。
- ②青葉台公園と連携した総合公園としての機能の検討
 - ・現行の公園・シンボルロード整備基本計画(平成22年3月)において、公園西側の主要な入口の一つに位置づけられ、活動拠点施設を設けることが計画されている場所には、青葉台公園と連携した活用が図れる機能及び整備を検討します。
- ③周辺公共施設と連携した利用機能の検討(公民館・総合体育館・図書館、朝霞保健所・向陽園に近接する区域)
 - ・シンボルロード整備基本計画に基づき、中央広場、南口広場を設けることで、各施設と連携した活用を図ります。
- ④シンボルロード整備基本計画の反映
 - ・シンボルロード整備基本計画の対象範囲である、公園通りから西側30mのシンボルロード区域と、そこから公園区域内の東園路までを合わせた、幅約60mの範囲については、シンボルロード整備基本計画の内容を公園整備基本計画に反映します。
- ⑤平成28年度に把握した市民、関係機関からの基地跡地公園・シンボルロードの整備・利活用に対する意見、提案の反映
 - ・市民が公園に求める活動の方向性を反映し、緑の保全と、市民による公園の利用の共存の観点から、ゾーニングの見直しを行います。
 - ・現行の公園整備基本計画における整備の考え方に含まれないため、検討を要する提案・意見については、見直し検討委員会や市民との意見交換会においていただいた意見を、公園整備基本計画への位置づけの是非を検討します。
- ⑥土壌汚染区域の分布を考慮した整備の進め方の検討
 - ・基地跡地の土壌汚染対策は、国、埼玉県と協議中であるため、土壌汚染区域周辺の整備に早期に着手することは困難です。そのため、土壌汚染区域の少ない場所の整備を優先的に検討することを念頭において、整備の優先順位を検討します。
 - ・土壌汚染区域は、整備内容により樹木の伐採及び土壌の被覆または入れ換え等の対策を行う必要があるため、汚染対策の手法に応じた用途を市民協働で検討します。

(3) 見直しの考え方の展開

①について

⇒朝霞の森の利用形態は継承する。

公園整備基本計画のコンセプト、整備の考え方を踏襲しつつ、朝霞の森における市民中心の管理運営の実績を活かして、「使いながらつくる、つくりながら考える」という考え方を公園づくり全体に広げていく。



③について

⇒市役所前広場、中央広場、南口広場を拠点に周辺公共施設と連携したイベント等の利用を促進する

②について

⇒公園西側のエントランスとして、青葉台公園との連携、公園における活動拠点の一つとなる機能を持たせる。

④について

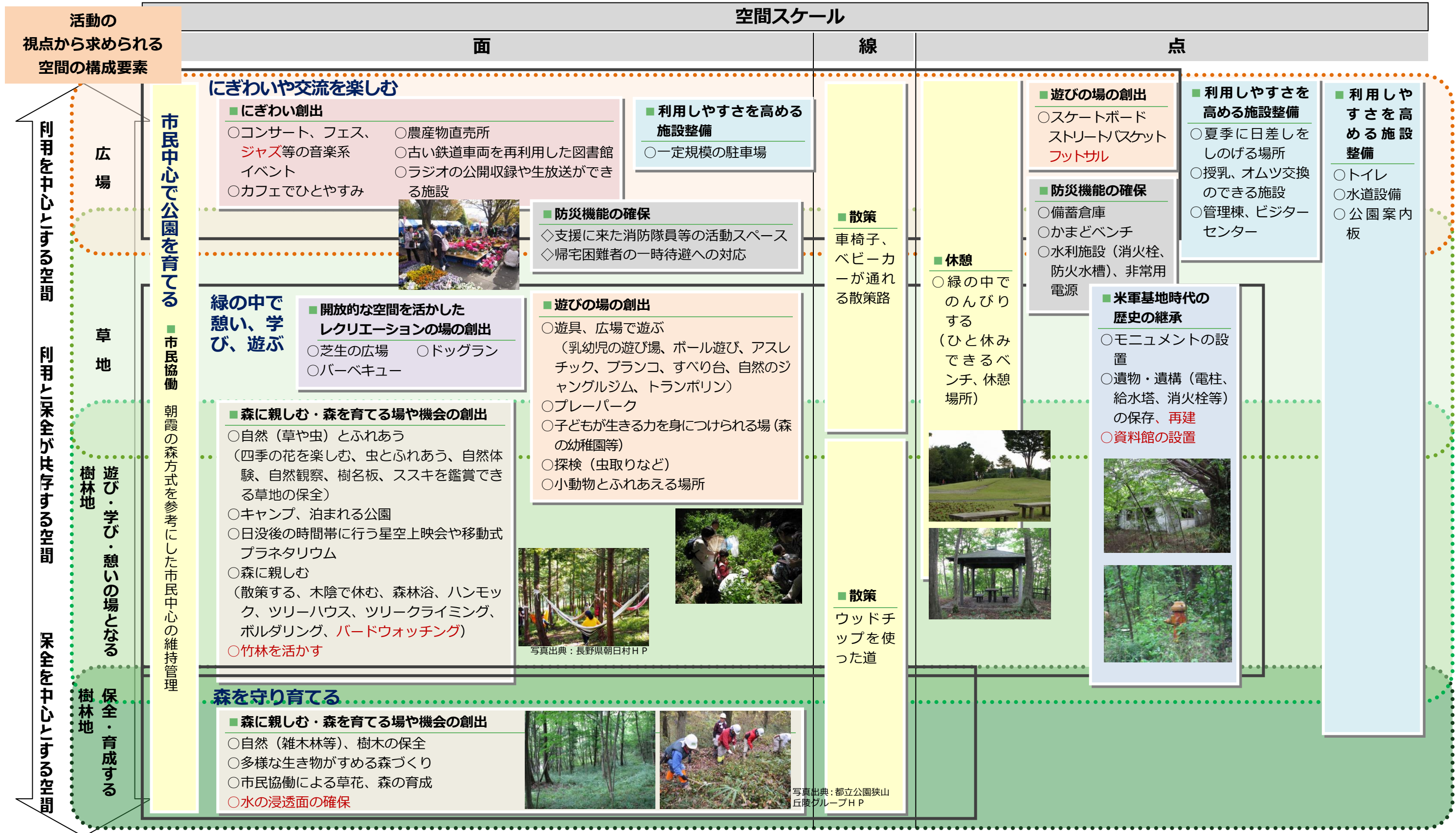
⇒シンボルロード整備基本計画の区域は、1つのまとまったゾーンとして位置付ける。

公園全体に関わる事項

⑤について

⇒市民、関係機関等のニーズに基づく活動の方向性を踏まえ、「利用を中心とする空間」「利用と保全が共存する空間」「保全を中心とする空間」の3つの方向性を軸に、ゾーニングを見直す。
(p.3【参考】市民・関係機関等からの提案・ニーズの展開に必要な空間の分析 参照)
⇒公園の自然、生物の多様性の保全に関する方針を示す。

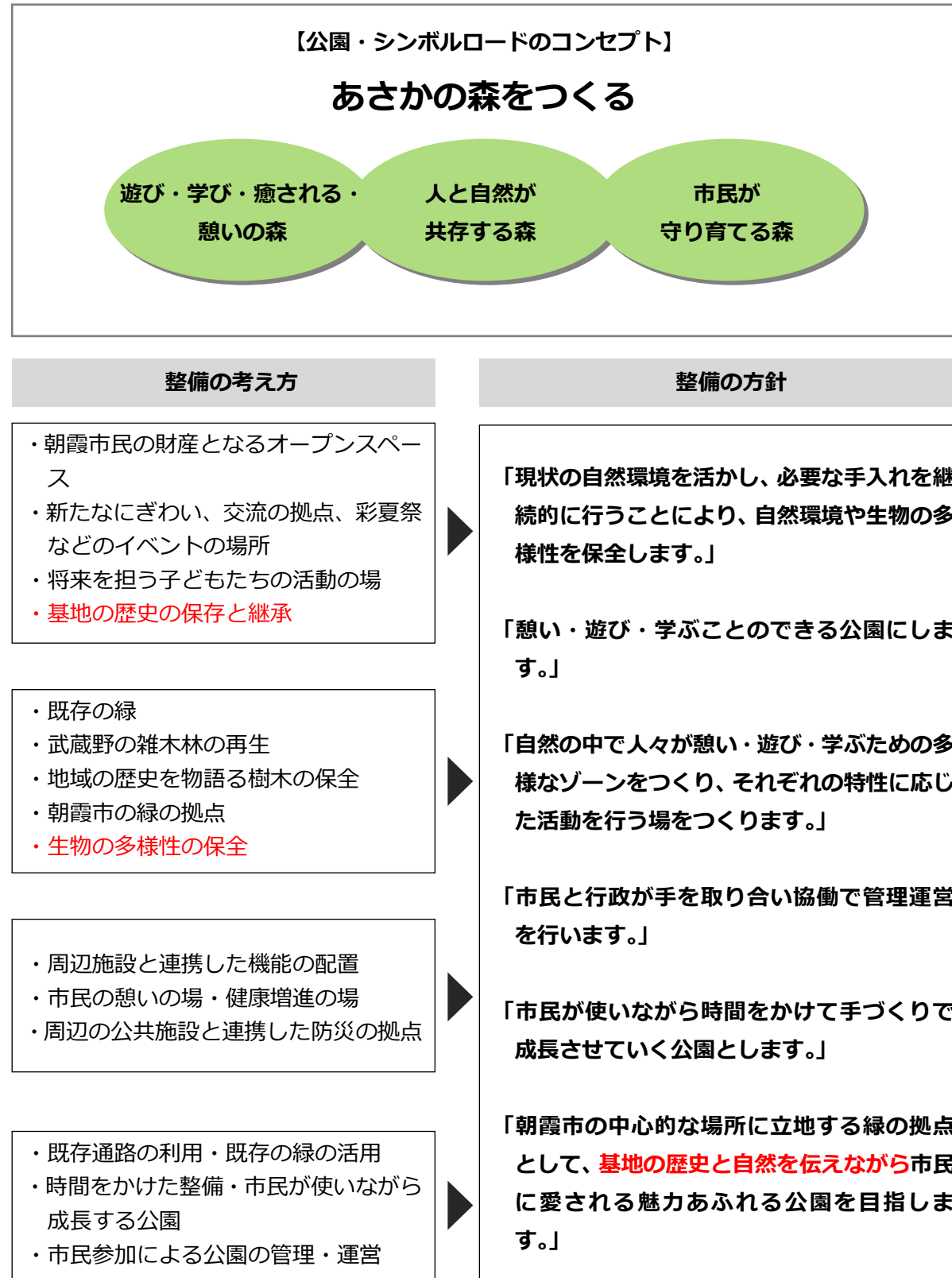
⑥について ⇒(事業スケジュールの検討段階で具体的な方策を示す)



※ゾーニングの検討に 反映が困難なニーズと 理由	水場・水辺の創出	プール じゃぶじゃぶ池、せせらぎ、池	基地跡地公園に求められる機能に即さないため 青葉台公園に同様の機能があるため
	にぎわい創出	野外音楽堂	仮設設備で対応できるため
	利用しやすさを高める施設整備	無電柱化	公園区域外のため
	スポーツ系のニーズ	テニス、サッカー、野球等	朝霞中央公園、青葉台公園に同様の機能があるため

2. 公園・シンボルロードのコンセプト

現行の整備基本計画及び現行計画策定後に寄せられた市民、関係機関等からの提案・ニーズ等を踏まえ、公園・シンボルロードのコンセプト、整備の考え方、整備の方針を次のように設定します。



(赤字：現行計画からの変更箇所)

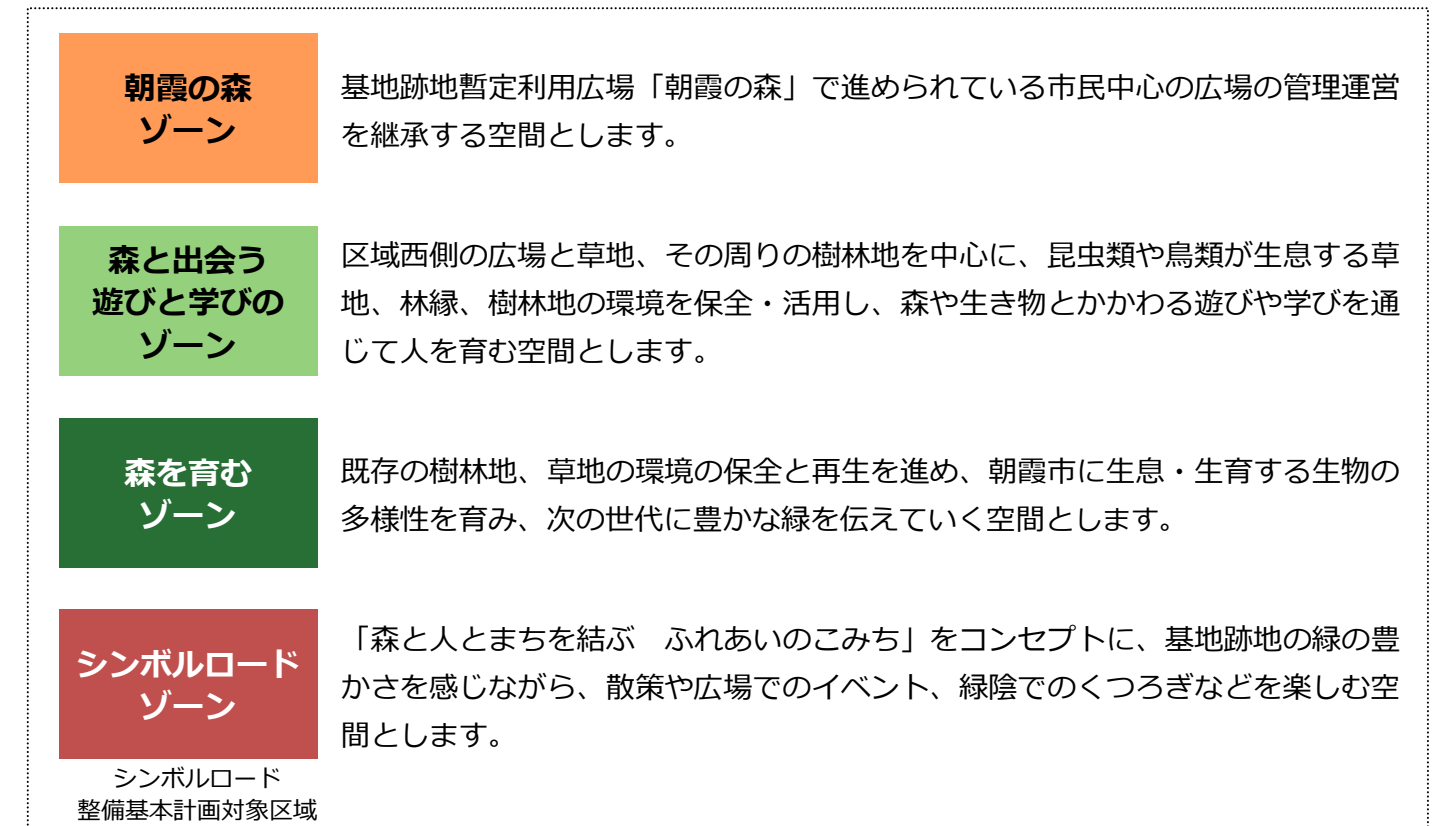
3. ゾーニング

(1) 基本的な考え方

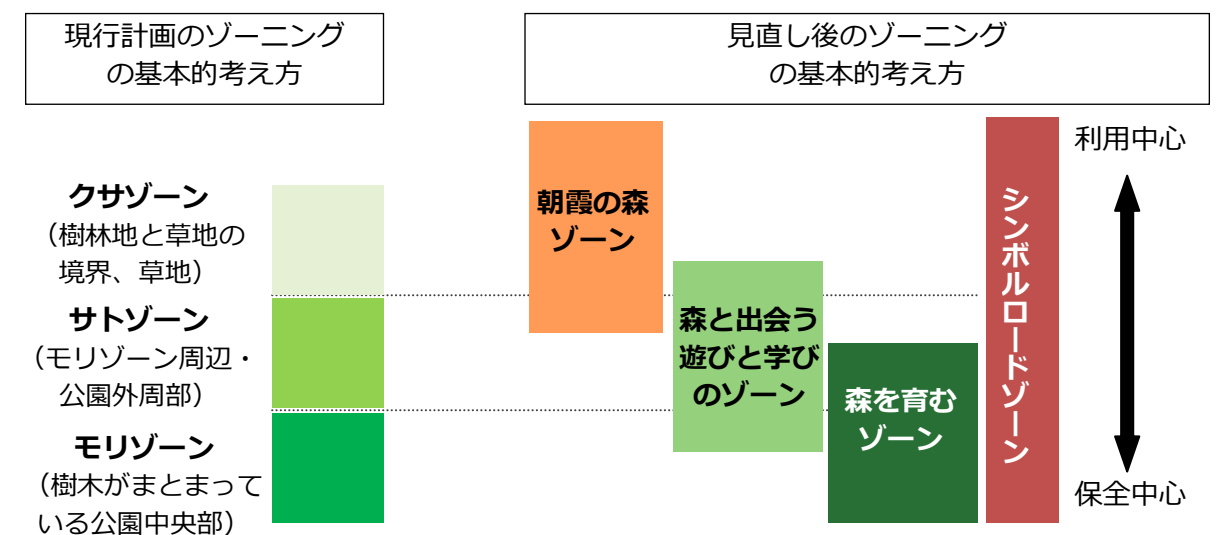
基地跡地の自然環境を保全しながら、緑の中での交流や憩い、遊びなど、市民による多様な活動の場としていくため、「利用を中心とする空間」「利用と保全が共存する空間」「保全を中心とする空間」の観点から3つのゾーニングを設定します。

また、シンボルロード整備基本計画を策定した区域については、「シンボルロードゾーン」を設定します。

なお、各ゾーンの基本的な考え方は、一つのゾーンの中にも利用する空間、保全する空間があることを前提に、ゾーン全体を特徴づける活動の方向性を示すものです。

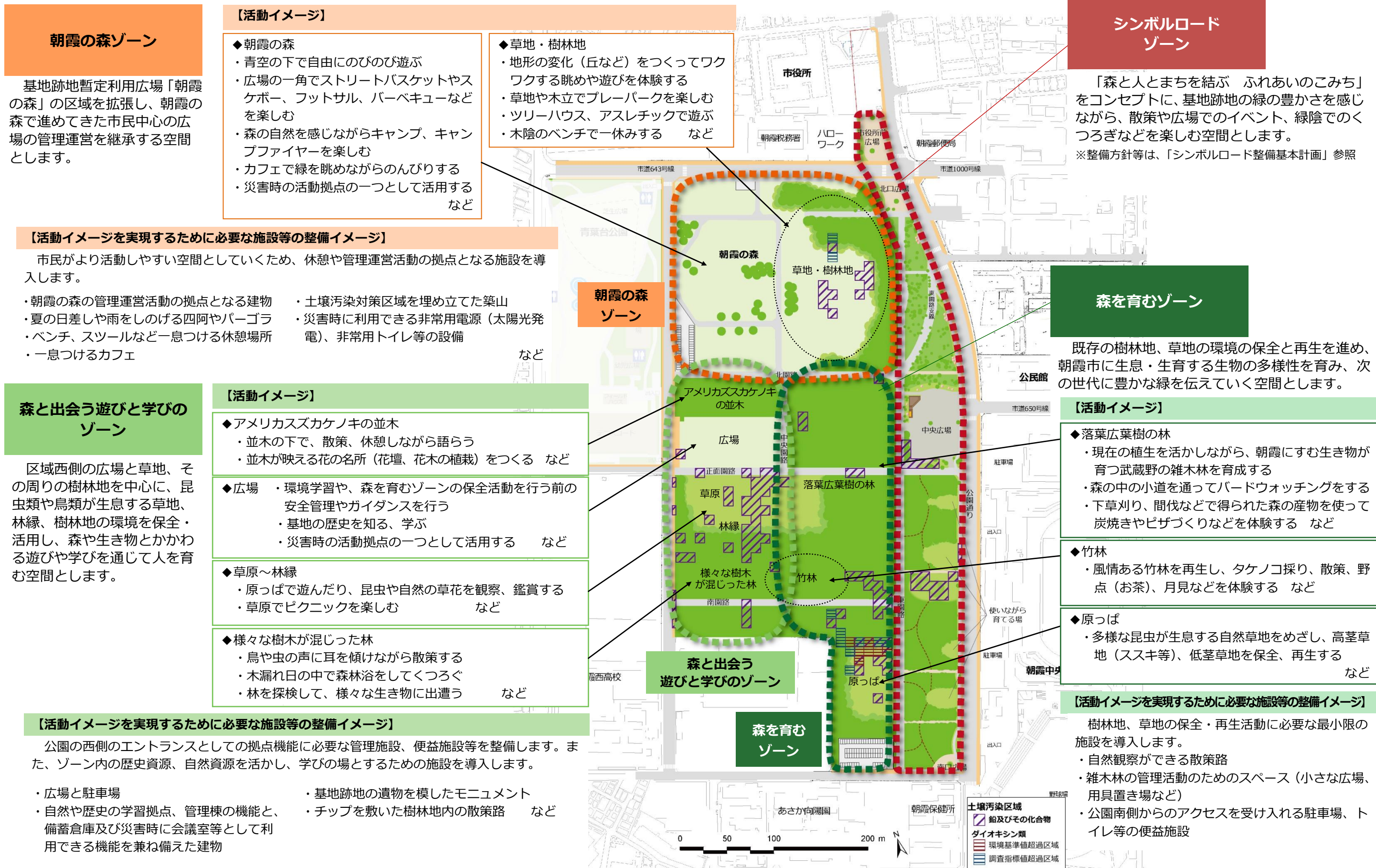


【参考】現行の整備基本計画のゾーニングの基本的考え方との対比



(2) ゾーニング図及び各ゾーンの活動・導入施設のイメージ

ゾーニング図及び市民・関係機関等からの提案・ニーズ、意見交換会でいただいた意見などをもとにした各ゾーンの活動イメージ、施設等の整備イメージを以下に示します。

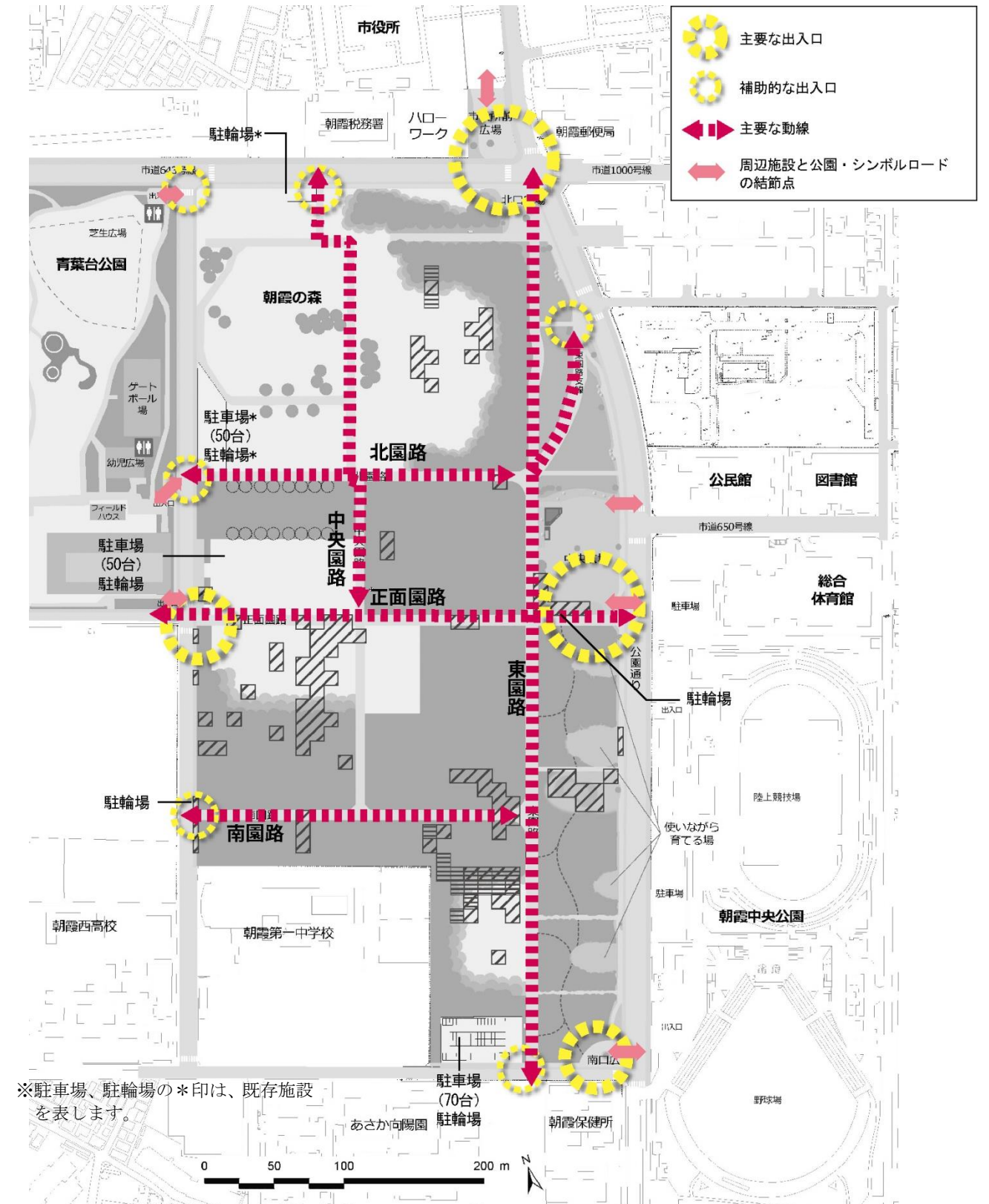


4. ゾーニングのイメージ

【ゾーニング見直し案に合わせて、現行計画 p10-11 の内容を見直し、活動イメージ及び施設等の整備イメージを伝えるスケッチ等を今後、追加します】

5. 動線計画

- ・既存の園路を、歩行者、自転車、管理用車両が通行する主要動線として活用します。
- ・園路以外の自転車通行は禁止します。
- ・樹林地の中を通る散策路については、利用者の通行によって自然発生的に形成された通路に対し、必要に応じてウッドチップ等を敷設するなどして、通路として設えます。
- ・公募など市民参加で主要な園路等に名前をつけることを検討します。



※駐車場、駐輪場の*印は、既存施設を表します。

図 動線計画

6. 整備水準

(1) 整備水準の考え方

公園・シンボルロードの整備に係る整備水準を以下のように設定します。

樹木に関する整備水準

- ・樹木について、ニセアカシアなどで腐朽菌に感染しているもの、倒木の恐れのあるもの、**周辺からの見通しを著しく阻害するもの**など、他の樹木を害する恐れ、安全性、**防犯面**に問題のあるものは**生育状況、生育環境及び生態系への配慮を考慮して、必要な伐採は行った上で**、他の樹木は極力、保全を行います。
- ・人の立ち入る**園路・広場や雑木林**において、落下の恐れのある枝や歩行障害となる下枝、**見通しを遮る下枝**は、安全を確保する観点から伐採等を行います。

草地・広場に関する整備水準

- ・旧駐車場や建物跡地などで、現在、高木が少ない場所は、既存の舗装材や施設の基礎などは撤去し、**草地または広場として整備します。**
- ・**広場として活用するために舗装を行う場合は、雨水の地中への浸透に配慮します。**

園路に関する整備水準

- ・現状で道路の部分は、一部を除き園路として利用します。舗装の劣化が**進んでいる場合は、災害発生時の利用を考慮しつつ、必要に応じて改修します。改修の際は、透水性の舗装など、雨水の地中への浸透に配慮します。**
- ・**樹林地内に設ける園路**については、粉碎木材や自然土から作られた舗装材の使用などを検討します。

施設に関する整備水準

- ・建築物や駐車場などの施設は、必要最小限の規模を集約的に整備し、可能な限り自然素材を用います。
- ・防災機能を担う各施設については、必要な機能を整備します。
- ・施設は、公園内の生態系などへの影響が**できる限り少ない場所に**配置します。

防犯に関する整備水準

- ・**主な歩行者動線、夜間も開放する場所や広場は、平均水平面照度概ね3ルクスを確保します。**
- ・**広場付近、主要園路などの主な場所に防犯カメラを設置することを検討します。**

設備に関する整備水準

- ・施設と同様に、上下水道電気なども効率的に配置します。
- ・日当たりが期待できる部分の照明は、自然エネルギーの利用も検討します。
- ・**照明の設置にあたっては、指向性が高い光源、昆虫の誘引特性の小さい光源を使用するなど、生態系にも十分配慮します。**

(赤字：現行計画からの変更箇所)

(2) 駐車場・駐輪場の考え方

① 駐車場

- ・駐車場台数は、県内の類似公園の状況を参考に、朝霞中央公園と青葉台公園を含めた駐車場台数を勘案し、現段階では、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」に整備した**50台分**の駐車場を含め、約**170台**程度とします。
- ・イベント等の繁忙時は、公共交通の利用を呼びかけるとともに、広幅員の既存道路（東園路沿い）を活用し、現況空地を基に約**80台**程度の臨時駐車場を確保します。また、周辺公共施設駐車場との連携を検討します。
- ・駐車場配置は、市道2号線や市道8号線からのアクセスが良いことを条件とします。
- ・有料化については、市全体の公共施設駐車場の考え方の整理の中で検討します。

② 駐輪場

- ・駐輪場については、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」の利用状況を参考としながら、必要最小限台数を確保します。
- ・駐輪場の配置は、駐車場、主要な出入口付近に分散配置します。

【参考】 駐車台数算定の考え方

駐車場規模を算定するにあたって、埼玉県南西部の同規模程度の公園の状況を調査しました。調査にあたっては、単に駐車場台数を把握するだけでなく、公共交通によるアクセスの状況を踏まえて算定を行いました。基地跡地の公園部分は14.6haとなり、周辺の既存公園（朝霞中央公園・青葉台公園）を含め、**23.8ha**の公園面積となります。

基地跡地の駐車台数の試算にあたっては、下表の3公園の整備状況を参考に、広場や集客施設のある部分（中央公園・青葉台公園）と、既存樹木を活かした部分（基地跡地公園）に分け、基準台数を設定しました。

		(基準台数)	(必要数)	(既存)	(整備台数)
朝霞中央公園	7.1ha	× 14.2台/ha	= 100台	- 53台	= 47台
青葉台公園	3.8ha	× 14.2台/ha	= 53台	- 18台	= 35台
基地跡地公園	14.6ha	× 6.1台/ha	= 89台	- 0台	= 89台
			242台	- 71台	= 171台

周辺施設も含めた駐車場の利用状況や、市民・関係機関等の提案に基づく活動ニーズや収益施設導入の可能性等を踏まえ、駐車場規模を**170台**と想定します（朝霞の森に整備した既存駐車場50台分の活用も含む）。

■参考とした公園及び駐車場台数<現行計画資料編より>

公園名	特徴	面積	駐車場台数	内訳	交通アクセス
狭山稲荷公園	博物館がある 駅に近接し、緑を多く残した公園	約16.5ha	101台	普通車 98台 大型車 3台	徒歩 稲荷山公園駅から1分
和光樹林公園	広場を中心に、池、噴水がある公園	約20.2ha	296台	普通車 283台 大型車 7台 身障者用 6台	徒歩 和光市駅から15分 バス 最寄バス停から徒歩5分
彩の森入間公園	広場や体育館の集客施設がある公園	約15.0ha	213台	普通車 205台 大型車 3台 身障者用 5台	徒歩 入間市駅から15分

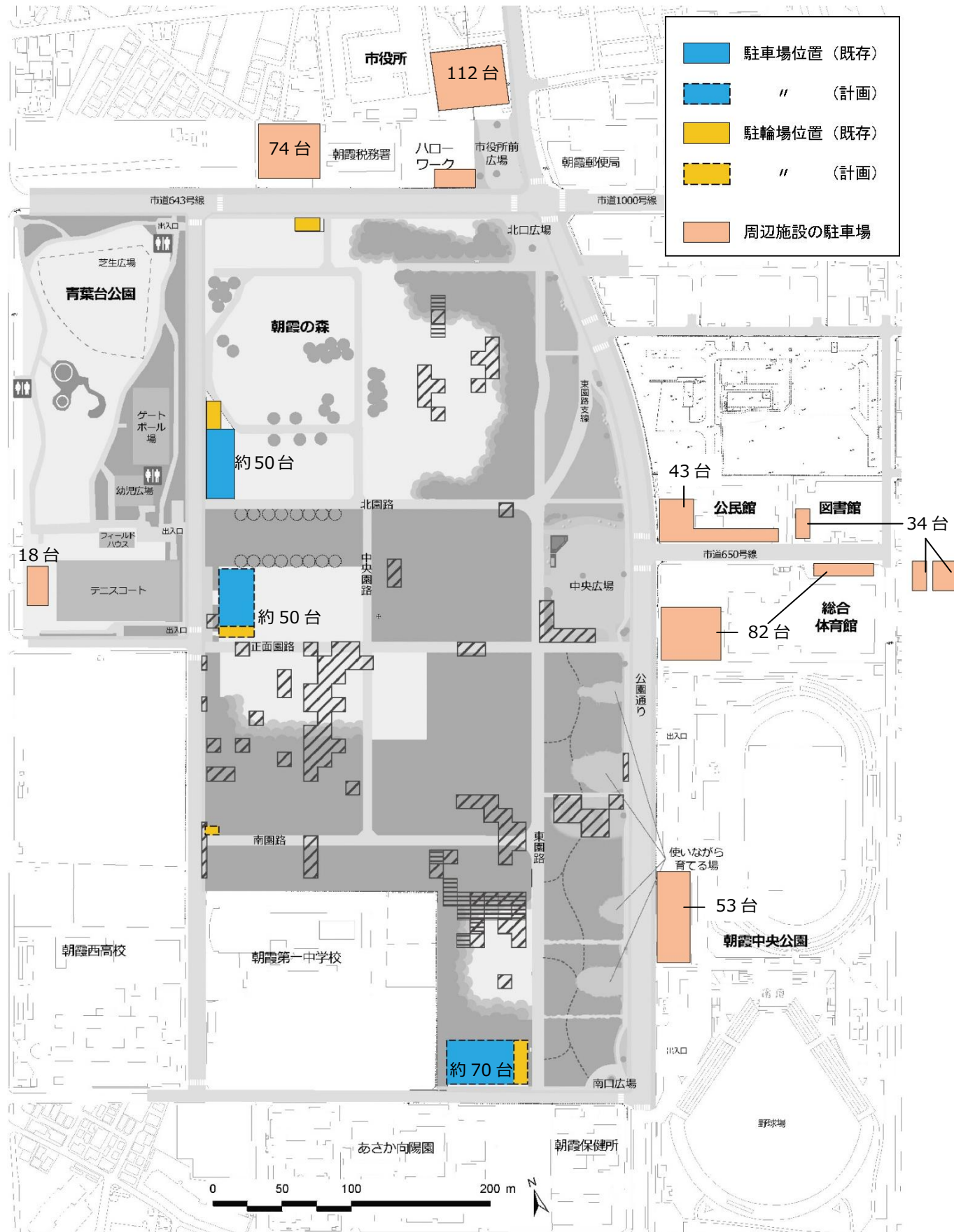


図 駐車場配置の考え方

(3) 防犯の考え方

①基本的な考え方

ア) 公園全体

- ・市民が安全に安心して利用できるよう、夜間の閉鎖も含めた運営を検討します。

イ) シンボルロードゾーン

- ・シンボルロードゾーンについては、必要な防犯対策を行い、夜間を含めて原則、開放します。
- ・暫定供用段階では、東園路を境界として、公園側への立入は制限します。

②防犯の考え方

- ・公園外部や主要園路からの視線を届きやすくするために、公園外周部や朝霞の森、広場周辺などの樹林地については、視線を遮る中木を除去し、低木・下草を大抵の人が反対側を見通せる高さ（120cm以下）に維持します。また、大人の視線が確保される高さ（200cm程度）まで下枝を刈り込みます。
- ・広場、園路などの主な場所に防犯カメラを設置することを検討します。
- ・市民による防犯パトロールなどを検討します。

③照明の考え方

- ・主な歩行者動線、夜間も開放する場所や広場は、平均水平面照度概ね3ルクスを確保します。
- ・シンボルロードゾーンの歩道及び自転車通行帯については、公園通りの既存の街路灯による照明をします。
- ・照明の設置にあたっては、指向性が高い光源、昆虫の誘引特性の小さい光源を使用するなど、生態系にも十分配慮します。

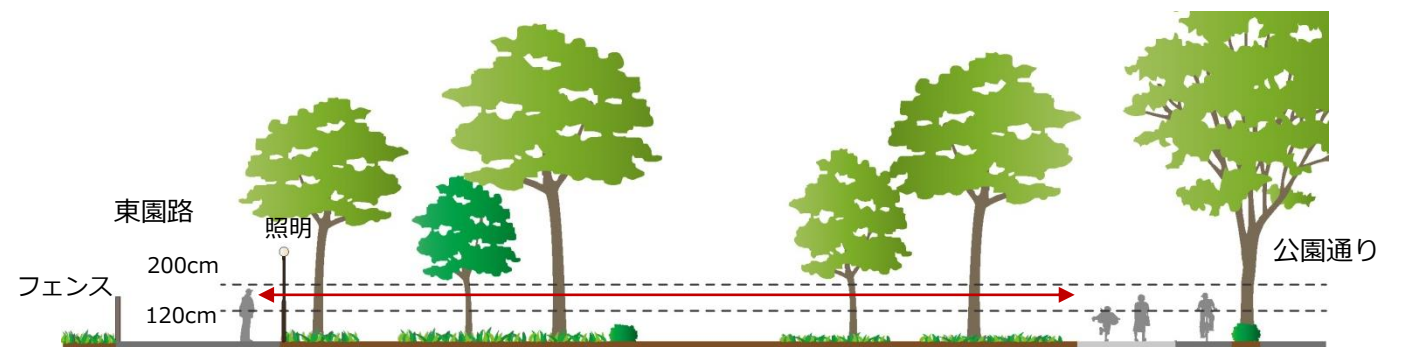


図 防犯の考え方（シンボルロードゾーン）

(4) 防災機能の考え方

①災害時における利活用イメージ

防災拠点機能を備えた総合公園としての利用できる公園としていくため、朝霞市地域防災計画に示された周辺施設（朝霞中央公園、総合体育館、中央公民館、図書館）の機能を踏まえ、以下の利用を想定します。

ア) 災害発生初動期における利活用

<ul style="list-style-type: none"> 一時的な避難スペース・帰宅困難者の一時的な休息場所 応急救護所及び搬送支援場所 	朝霞の森ゾーン、森と出会う遊びと学びのゾーンの広場、草地の活用を想定
<ul style="list-style-type: none"> 支援に来た消防隊員等の活動スペース 	南口広場西側の駐車場、シンボルロード中央広場の活用を想定
<ul style="list-style-type: none"> 支援に来た消防隊等の緊急車両の駐車場所 	中央園路、北園路、東園路、正面園路の活用を想定

イ) 復旧・復興期における利活用

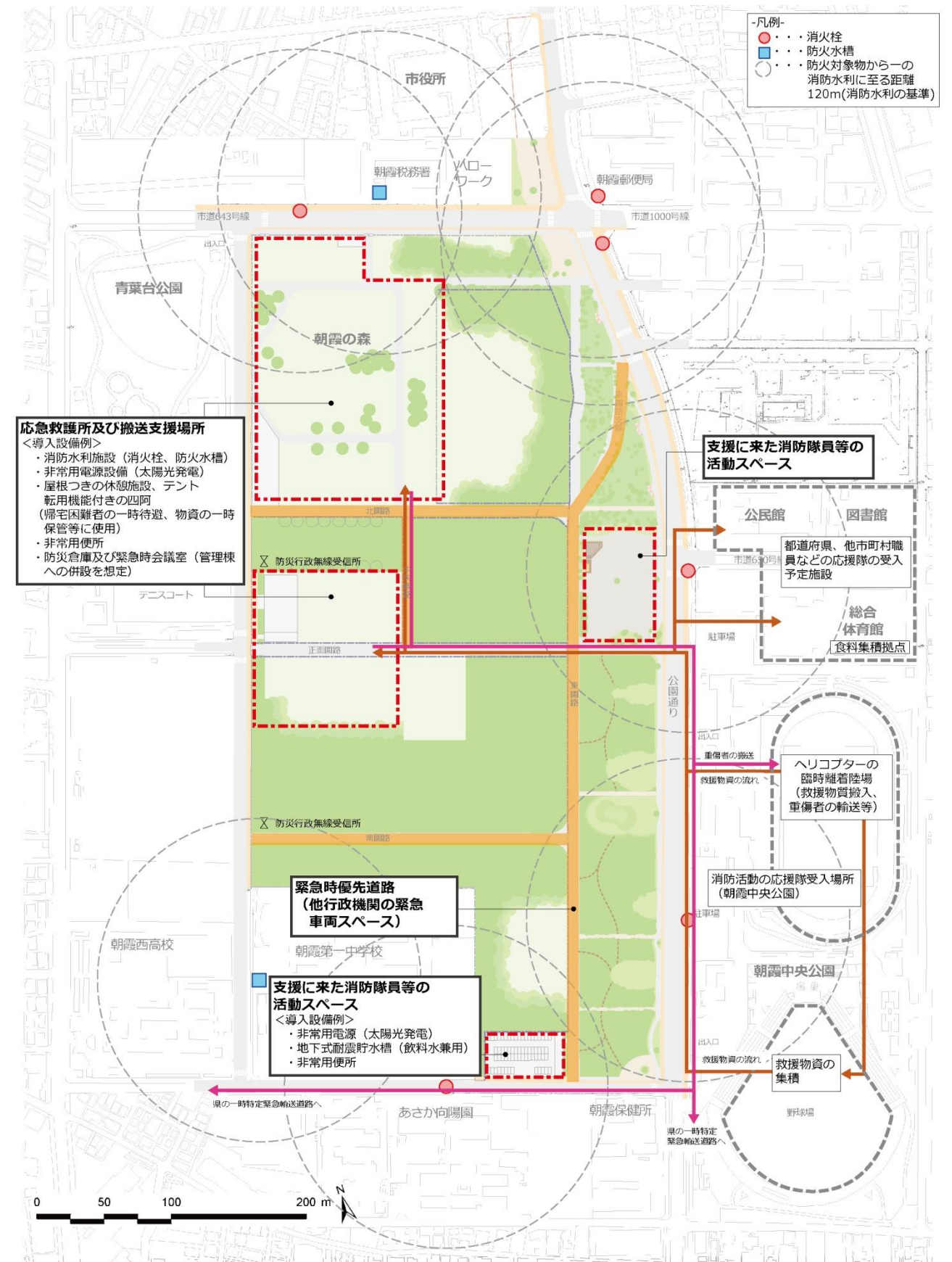
<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅用地 	朝霞の森ゾーン、森と出会う遊びと学びのゾーンの広場、草地の活用を想定
--	------------------------------------

②防災施設の整備

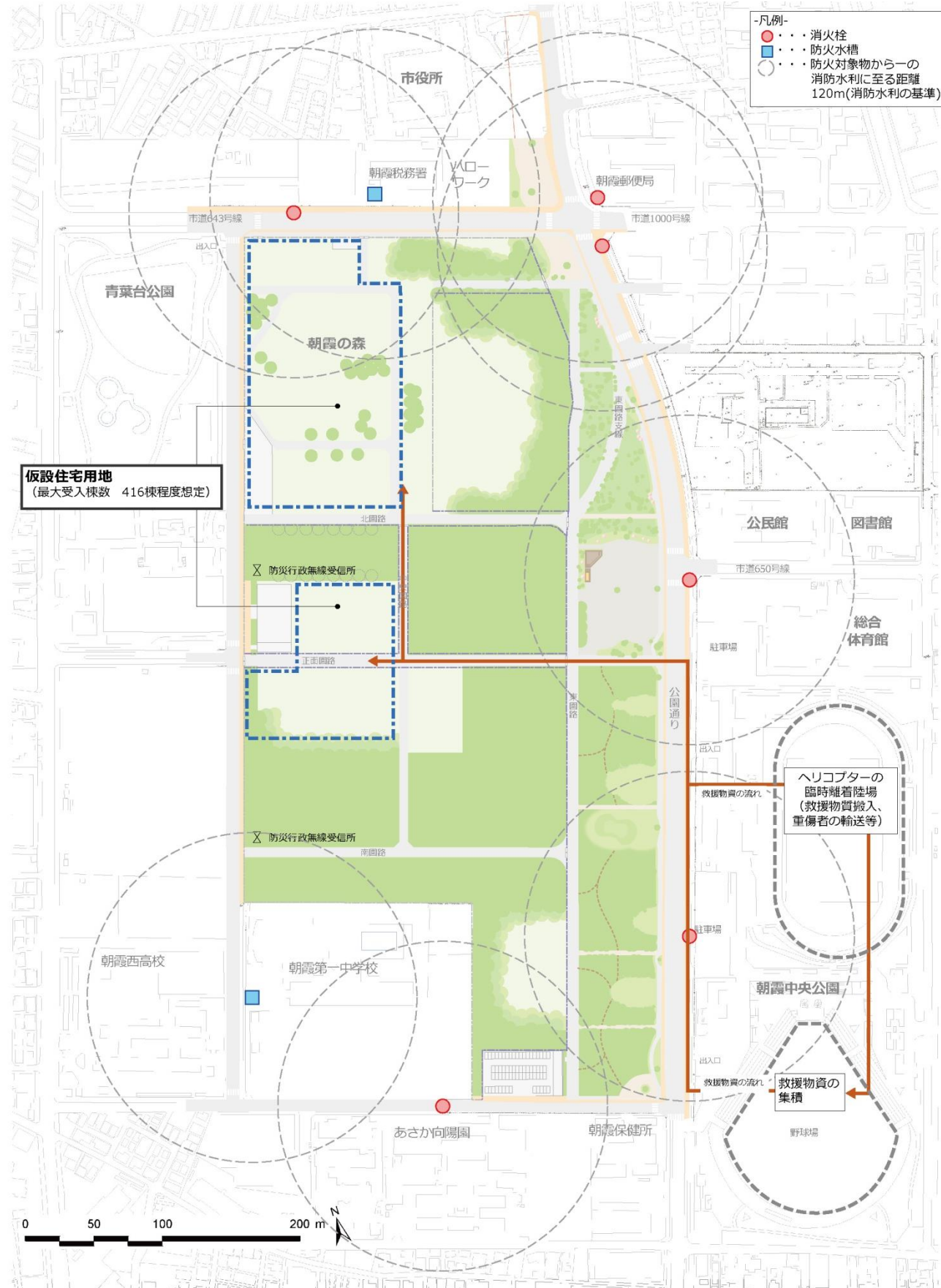
上記の利活用に必要な次の施設・設備の導入を検討します。

- 消防水利施設（消火栓、防火水槽） ※敷地外の隣接地の消防水利施設でカバーできない範囲に設置
- 非常用電源設備（太陽光発電等）
- 屋根つきの休憩施設、テント転用機能付きの四阿（帰宅困難者の一時待避、物資の一時保管等への使用を想定）
- 非常用便所（下水直結型マンホールトイレ等）
- 防災行政無線
- 飲料水兼用耐震性貯水槽
- 備蓄倉庫及び緊急時会議室（公園の管理棟に備蓄倉庫を併設し、災害発生時については、管理棟は支援に来た消防等防災関係機関の緊急時会議室として管理棟内の一室を活用する）

【参考】災害発生初動期における利活用イメージ



【参考】復旧・復興期における利活用イメージ



(5) 土壌汚染への対応について

- ・公園区域（シンボルロードを含む）については、鉛及びその他の化合物、ダイオキシン類による土壌汚染区域が存在しています。
- ・公園として当該区域を利用する場合、有害物質を含む土壌を口や肌などから直接摂取することによるリスクが存在することから、土壌に含まれる有害な物質が体内に取り込まれないよう、遮断する対策が必要となります。
- ・基地跡地の土壌汚染対策は、国と実施主体などについて協議中であり、対策の実施方法についても未定です。また、埼玉県とは、対策の実施方法や実施に伴う土地の形質変更届などについて協議中です。そのため、土壌汚染区域周辺の整備に早期に着手することは困難です。
- ・土壌汚染処理が完了するまでの間、フェンスで土壌汚染区域を囲み、立入を制限します。
- ・土壌汚染処理完了後は、対策方法に応じた活用方法を市民とともに検討します（広場としての活用、森の再生など）。



図 土壌汚染区域の分布

7. 基本計画図（たたき台）

【ゾーニング、動線計画、整備水準に示した考え方をもとに、基本計画図（たたき台）を作成し、掲載します】

8. 各断面イメージ

【基本計画図の見直し案に合わせて、素案作成時に現行計画 p14-15 の内容を見直した図に差し替えます】

9. 生物多様性の確保の考え方【新規項目】

【本項については、生物調査のとりまとめ、分析を踏まえ、次回検討委員会に向け引き続き検討します】

（1）基本的考え方

- ・朝霞市みどりの基本計画の環境保全機能の現況において、「動植物の生息・生育空間として特に重要であり、継続的な質の維持」が求められる空間と評価されています。また、みどりの将来像図において、基地跡地は水と緑の拠点の一つに位置づけられており、既存の樹木・樹林等の豊かな自然環境を受け継いでいくことが求められています。
- ・一方、国等では、生物多様性条約第 10 回締約国会議（平成 24 年）で採択された「愛知目標」を受け、生物多様性の保全に向けた取組が進められています。
- ・朝霞市みどりの基本計画における基地跡地の位置づけを踏まえ、「愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標」に示された以下の主要行動目標に寄与していくことを念頭に、公園の生物多様性の確保に向け、地域に本来、生息・生育する動植物の生息拠点となる環境の形成をめざして、樹林地、林縁、草地の保全・再生を進めるとともに、市民が生物多様性について学ぶ場として基地跡地の自然を活かしていきます。

<愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標 関連項目>

A-1-1：生物多様性の広報・教育・普及啓発等の充実・強化

（「目標 1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する」関連）

B-1-2：2020 年までに生息地の劣化・分断の減少のための取組の実施

（「目標 5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する」関連）

D-2-2：生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応対策の推進

（「目標 15 劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する」関連）

（2）生物多様性の確保に関する方針

①生態系の保全と回復等に関する取組

- ・朝霞市内の植生の現況から、目標とする自然景観の方向性としては、大きく次の 2 つが考えられます。
 - 農家が堆肥や薪を得るために管理してきた、武蔵野の雑木林といわれる二次的な代償植生であるコナラークリ群落、アカシデーイヌシデ群落
 - 常緑樹を中心とした社寺林などに見られるシラカシ群集
- ・これまでの生物調査で得られた情報は、限られた調査日における限定的な結果であることから、市民と協力して基地跡地及び周辺に生息・生育する生物の情報の蓄積を続け、市民と話し合いながら目標とする自然景観の方向性を具体化します。
- ・継続的な手入れが必要な二次林については、市民参加による樹林管理を検討します。
- ・新たに植栽する植物は、在来種を中心としますが、花壇の植栽等、利用を重視する場所における外来種の取扱については、都度、市民と話し合いながら整理します。

②生物多様性の広報・教育・普及啓発に関する取組

- ・保全、再生した樹林地、草地において、自然観察などの環境学習の場として活用する、市民と継続的に動植物の調査を行うなど、市民が生物多様性を学ぶ場として活用していきます。

10. 基地跡地の歴史の保存・活用の考え方【現行計画を原則継承】

基地の歴史の保存・活用の考え方を整理するとともに、3つのアイデアを検討しました。

現況・課題

- ・ 基地跡地は、旧日本軍の被服廠や米軍基地として使用された歴史を有しています。
- ・ 米軍時代の看板、建築物（複合施設、宿舎、ガソリンスタンド、給水施設など）が残っていますが、これらの構造物は非常に老朽化しており、安全性に課題があります。

基地の歴史の保存・活用の仕方

- ・ 市民の中には、忘れない、負の遺産であるという考え方もありますが、この土地が有してきた貴重な歴史や記憶を後世に伝えていくことが、公園の役割と考えます。
- ・ 米軍時代の歴史を伝える場所をつくり、米軍時代の看板類を集めて設置します。
- ・ 公園内の施設の一部について、基地の歴史を感じさせる特徴的なデザインを活かした施設とします。

①基地の歴史を解説する場をつくり、看板類などの現物を保存します。

現存する看板類



基地跡地内には基地時代の遺構である看板施設やさまざまな小規模施設が点在しています。



これらの看板施設や小規模施設をモニュメントとして基地の歴史の解説板とともに集約整備します。

②総合案内の上屋等として復元（新築）します。

特徴ある建造物



個性的な構造形式のガソリンスタンドシェルターが残っています。

<整備イメージ>



印象的な形態であるため、モニュメントとして復元します。

③活動拠点施設等にデザインを取り入れ新築します。

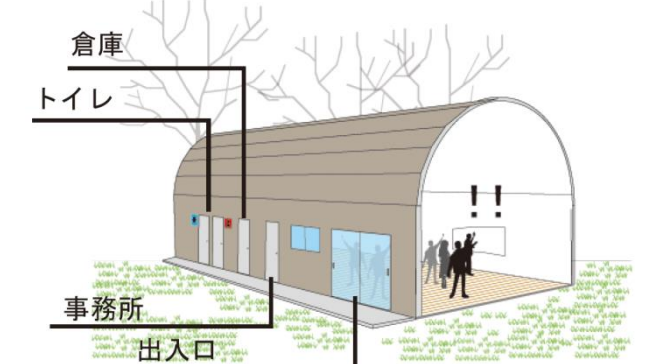
特徴ある建造物



かまぼこ型の兵舎が残っています。



<整備イメージ>



活動拠点施設について、印象的なかまぼこ型のデザインを取り入れて新築します。

11. 管理運営の考え方【新規項目】

【資料7参照】

12. 今後のスケジュール

【資料5に示した考え方、目標とする公園の整備時期及びシンボルロードの段階的整備のスケジュール、整備基本計画の見直しについて記述します】